

## 水道料金等滞納整理事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道料金等の債権の管理に関する規程（令和3年豊中市企業管理規程第8号）第4条第2項の規定に基づき、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号。以下「条例」という。）第27条第1項に規定する水道料金、下水道使用料（豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号）第14条第1項に規定する使用料をいう。）及び修繕料（市が行う給水装置等の修繕に要した費用をいう。以下同じ。）（以下「水道料金等」という。）の滞納整理の実施等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (納付勧奨及び催告)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、督促状の納付期限を経過しても水道料金等を納付しない者（以下「滞納者」という。）に対して、納付勧奨を行う。

- 2 納付勧奨をしても応じない滞納者に対して、管理者は、納付を催告するものとする。
- 3 催告しても応じない滞納者に対して、管理者は、滞納の理由及び生活状況等を聴取し、収入及び資産等の把握に努めたいうえで、納付指導するものとする。
- 4 前項の規定による収入及び資産等の把握の際には、管理者は、原則として、收支申立書（様式第1号）又はこれに準ずる書類を滞納者から徴取するものとする。必要がある場合には、調査の同意書（様式第2号）を徴取のうえ、必要と認められる範囲において、滞納者の収入及び資産等の状況を調査する。
- 5 生活困窮等により支援が必要と認められる滞納者に対しては、管理者は、福祉施策及び相談窓口等の情報提供に努めるものとする。

### (分割納付)

第3条 管理者は、経済的な事情及びその他の事由により、滞納者が水道料金等を一括して納付することが困難であると認めるときは、分割して納付させることができる。この場合において、滞納者に分割納付誓約書（様式第3号）又は債務承認書（様式第4号）の提出を求めるものとする。分割納付誓約書の提出者に対し、誓約内容に反して水道料金を納付しない場合は即時給水停止の対象となることを予め告知するものとする。

- 2 前項の規定による分割納付の回数及び金額は、水道料金等を原則として1年以内に完納するように設定するものとする。ただし、1年以内に水道料金等を完納できないやむを得ない理由があると管理者が認めるときは、2年以内に完納する

ように分割納付の回数及び金額を設定することができる。

- 3 第1項の場合において、将来調定される水道料金等が見込まれるときは、管理者は、当該水道料金等の当初の納付期限までに納付するよう、滞納者に指導するものとする。

(給水停止の対象)

第4条 管理者は、当初の納付期限後2か月を経過した水道料金（以下「滞納料金」という。）を納付しない滞納者（前条の規定により分割納付の誓約をしたにもかかわらず、誓約内容に反して水道料金を納付しない者を含む。次項において同じ。）に対し、条例第40条に規定する給水停止の対象とすることができる。

- 2 管理者は、滞納料金を納付しない滞納者（以下「給水停止対象者」という。）が、市内で給水を受ける住所を移転し、新住所地で給水を受けている場合は、当該給水停止対象者を、前住所地の滞納料金の未納を理由に、新住所地において給水停止の対象とすることができる。

- 3 管理者は、市内の複数箇所において給水を受けている給水停止対象者がいずれかの箇所で滞納料金がある場合で、当該箇所において給水停止をすることができない事由があるときは、当該給水停止対象者を、当該箇所の滞納料金の未納を理由に、他の箇所において給水停止の対象とすることができる。

(給水停止予告)

第5条 管理者は、給水停止対象者に対して、新たに納付期限を指定した給水停止予告書（様式第5号）を発行し、給水停止を予告するものとする。

- 2 前項の納付期限は、その発する日から起算して10日以内とする。
- 3 初めて給水停止予告書を発する給水停止対象者に対しては、管理者は、福祉施策及び相談窓口等の情報提供を行うものとする。
- 4 管理者は、第3条の規定により分割納付誓約書を提出している給水停止対象者が、誓約内容に反して水道料金を納付しない場合、第1項に規定する給水停止の予告を省略することができる。

(給水停止)

第6条 管理者は、給水停止予告書に指定した納付期限を経過してもなお滞納料金を納付しない給水停止対象者及び前条第4項に定める給水停止対象者に対して、給水停止を行うものとする。この場合において、管理者は、給水停止対象者に対して給水停止通知書（様式第6号）を発行し、通知するものとする。

(給水停止の保留)

第7条 管理者は、給水停止対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水停止を保留することができる。

- (1) 滞納料金の納付を約束するなど、納付に誠実であると管理者が認めるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、給水停止の一時的な猶予の申し出があったとき。
- (3) 生活状況等から給水停止を保留する必要があると管理者が認めるとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により給水停止の保留を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保留を取り消し、直ちに給水停止を行うことができる。

- (1) 滞納料金の納付約束について、不履行があったとき。
- (2) 財産の状況その他の事情の変化により、当該保留を継続することが適当でないと管理者が認めるとき。

(給水停止の解除)

第8条 管理者は、第6条の規定により給水停止を受けた者（以下「給水停止者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに給水停止を解除するものとする。

- (1) 滞納料金を完納したとき（第3条第1項の規定により分割納付誓約書を提出した者にあつては、誓約内容に沿った納付をしたときを含む。）。
- (2) 滞納料金について、第3条第1項に規定する文書の提出があったとき。
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

(給水の再停止)

第9条 管理者は、給水停止者が給水停止の解除前に無断で水道を使用しているときは、速やかに再度給水停止を行うものとする。この場合において、給水停止者に対して給水再停止通知書を発行し、通知する。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。